

◆ 8月1日以降、介護保険負担限度額認定証(認定証)の交付には事前の申請が必要です

介護保険負担限度額認定証の更新

【問い合わせ】 介護高齢福祉課
☎ 26-3939 FAX 26-3950



現在の認定証の有効期間は、7月31日までです。これまで対象者には市から認定証と申請書を送付していましたが、介護保険法の改正により事前の申請が必要となります。

◆介護保険負担限度額の認定とは

介護保険施設に入所すると、介護サービス費用の1割または2割を負担するほかに、食費・居住費・日常生活費を負担することになります。ただし、所得が低い人の食費・居住費は負担限度額が定められ、負担額が軽減されます。負担限度額は、下の表のとおり利用者負担段階ごとに定められており、第4段階の人は、原則軽減措置や認定証の交付はありません。

◆配偶者の所得・預貯金などを考慮した限度額に

負担限度額認定では、低所得者の食費や居住費の負担を軽減しています。この軽減は在宅で生活する人との公平性を図る必要があり、別世帯の配偶者が市民税課税者であることや、預貯金などを保有し負担能力があるにもかかわらず、保険料を財源とした補給給付が行われる不公平を改善するために見直されました。

【対象者】 ○本人・配偶者・世帯全員が市民税非課税の人
※配偶者には、別世帯の配偶者、婚姻届を提出していない事実婚を含みます。ただし、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合などは対象外です。

○預貯金などが、単身の場合1,000万円、夫婦の場合は2,000万円以下の人

【対象となるサービス】 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) / 短期入所生活介護(ショートステイ) / 介護老人保健施設・介護療養型医療施設 / 短期入所療養介護(ショートステイ) ※介護老人福祉施設などで行うデイサービス、デイケアなどは対象外です。

【申請に必要なもの】

申請書・同意書・印鑑・通帳などの写し
※配偶者がいる場合は、同意書に配偶者の印鑑も必要。
※申請書・同意書は、介護高齢福祉課、各支所住民福祉課で入手できます。市ホームページからもダウンロードできます。

【認定証の発送時期】

○7月22日までの更新申請分：7月29日発送予定
更新の申請は7月1日から受け付けます。なお、郵送での申請も可能です。

※課税、預貯金状況により審査に時間がかかる場合がありますので、早めの申請をお願いします。また、要介護認定の申請中のため8月以降の認定期間がない人は、認定されてからの審査判定となります。

【申請先】 介護高齢福祉課・各支所住民福祉課

◆食費・居住費(滞在費)の負担限度額(単位：円/日)

利用者負担段階		居住費(滞在費)の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者	820	490	490 (320)	0	300
第2段階	本人の合計所得金額+課税年金収入額等が年額80万円以下の人	820	490	490 (420)	370	390
第3段階	第2段階に該当しない人	1,310	1,310	1,310 (820)	370	650
第4段階	対象外の人	1,970	1,640	1,640 (1,150)	370 (840)	1,380

※介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)と短期入所生活介護を利用した場合は()内の金額。

※第4段階の負担額は、施設での平均的な費用を考慮して国が定めた基準費用額です。具体的な負担額は、施設との契約で決まります。

◎介護保険負担割合証を新たに発行します

これまで一律1割に据え置いていた利用者負担について、8月から負担能力のある一定以上の所得の人は、自己負担が2割となります。要支援・要介護認定を受けている被保険者全員に各自の負担割合(1割または2割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

介護保険被保険者証と併せて大切に保管し、サービス利用時はサービス提供事業所に提示してください。

◎介護用品(紙おむつ、尿取りパッド、紙パンツ、フラット)購入代金の給付を8月から一部変更します

65歳以上の一定以上の所得者に対する助成額を次のとおり変更します。

《助成額》

○現在：一律、購入費の9割分(上限3,600円) / 月
○変更後：購入費の8割分(上限3,200円) / 月
※給付対象者には要件がありますので、詳しくは高齢福祉係(☎ 22-9634)までお問い合わせください。

◆中学生・高校生・大学生の皆さんへ

市民公開講座 オープンホスピタル

【問い合わせ】

上野総合市民病院経営企画課

☎ 24-1111 FAX 24-1565



将来、病院などで働きたいと考えている皆さん、医療の現場を体験してみませんか。

医師・看護師・薬剤師・診療放射線技師・管理栄養士

臨床検査技師・臨床工学技士・理学療法士・言語聴覚士・社会福祉士などが仕事の内容についてシミュレーター（体験用の器材）などを使用して説明します。また、疑似体験ができます。

【とき】 8月1日(出)

○各部門プレゼンテーション

午後0時15分～

○各ブースの模擬体験・展示（院内見学）

午後1時30分～3時

※事前申し込み不要

【ところ】 上野総合市民病院西館 会議室ほか

【対象者】 中学生・高校生・専門学校生・大学生

【内容】

○内視鏡デモ器材を使っての手術体験

○デモ器での採血体験、細胞観察

○腹部エコー機器の検査体験

○食品に含まれる塩と砂糖の量を知る体験など

《前回参加者の感想》

○普段は見ることのできない機械に触れることができて楽しかった。

○今まで知らなかった職業を知って、憧れをもった。

○実際に現場で働く方々と話せたり、その仕事を体験できて楽しかった。

○すべての仕事に興味をもち、やってみたいという思いが強くなった。

写真左上：

心臓の音などを聞くことのできる人形に聴診器をあてている参加者



写真右：

超音波機器（エコー）を体験する参加者

パブリックコメント(ご意見)募集

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略中間案

国・地方の最重要課題は、人口減少を克服し、地域を活性化することで「地方創生」を実現していくことです。

市でも、近年人口が大幅に減少しており、早急な対応が求められています。将来にわたって活気ある社会を維持していくため、50年後のあるべき姿を示す人口ビジョンと、その実現に向けた5カ年の目標や基本的方向、具体的な施策をまとめた「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

これまでに取りまとめた総合戦略の中間案に対して、市民の皆さんのご意見を募集します。

【募集内容】

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略中間案に対するご意見

【閲覧場所】 ①市ホームページ

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内 116 番地
伊賀市企画振興部総合政策課

②総合政策課

③各支所振興課

④各地区市民センター

【提出方法】

住所・氏名・電話番号・件名を記入し、ご意見（「該当箇所」とそれに対する「意見内容」）を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※提出いただいたご意見は、総合戦略策定の参考資料とし、後日とりまとめの上、市ホームページ、総合政策課、各支所振興課で公表します。

※個別の回答は行いません。

※いただいたご意見・ご提案は返却しません。

【提出期限】

7月31日(金) ※必着

☎ 22-9620 FAX 22-9672

✉ sougouseisaku@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所振興課でも受け付けます。